

【判例研究】

犯罪利用預金口座からの払戻請求

吉村 信明

銀行が捜査機関から犯罪利用預金口座である疑いがあるとして取引停止措置をとった場合における預金払戻請求について、銀行の措置が法令および普通預金規定に基づくものとして正当であるとされた事例

東京地方裁判所平成22年7月23日判決、平成22年(ワ)第10519号、預金返還請求事件、金融法務事情1907号121頁

【事実】

Xはインターネットウェブサイト等で競馬情報(適中予想)の販売を行うと称する会社であり、Yは銀行である。

Xは、Y銀行A支店に普通預金口座(本件口座)を開設し預金取引をしていた。なお、Yの普通預金規定には、預金が法令や公序良俗に違反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合には、Yは預金取引を停止または預金者に通知することにより預金口座を解約することができる旨規定されている。

平成22年2月15日、Yは山形県B警察署長から、本件預金が懸賞金詐欺に関する犯罪利用預金口座等の疑いがあるとして口座凍結依頼を受けた。そこでYは本件口座について「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(以下、振り込め詐欺救済法という)3条1項およびY銀行普通預金規定に基づいて取引停止措置をとった。その後Yは同年3月3日同警察署から凍結依頼を解除する予定はないとの確認を取った上で、同年3月4日本件口座を強制解約し、その時点の残高2050万7431円を別段預金口座に移管した。

本件は、XがYに対し次のように主張して本件預金の払戻しを請求した事案である。

まず法規定について、本件で預金取引停止措置の根拠となっている振り込め詐欺救済法において第4条2項で当該預金口座について払戻しを求める訴えが提起された場合、取引停止措置は適用されないと定められているのであるから、本訴訟提起により取引停止措置は終了している。

また、同法5条により同法による預金債権の消滅手続開始後であっても、あるいは金融機関への権利行使の届出によっても預金者による権利行使を認め、同法6条においても金融機関への権

利行使の届出により預金等債権の消滅手続が終了する旨規定し、金融機関の取引停止措置に関する規定がないため、金融機関は取引停止措置をする継続する理由がない。

さらにXの事業は「懸賞金詐欺」ではなく、したがって本件預金口座は「犯罪利用預金口座」ではないため取引停止措置の適用はない。ただし、このことを立証することは不可能である等。

上記Xの主張に対してYは、捜査機関から「懸賞金詐欺」に係る犯罪利用預金口座の疑いがあるとして口座凍結の依頼を受けたため、振り込み詐欺救済法3条1項に基づき口座を凍結した。そして現在まで捜査機関から凍結依頼の解除又は撤回の通知は来ていない。したがって、Yは振り込み詐欺救済法3条1項に基づく法律上の義務としてまた普通預金規定に基づく権利としてXからの払戻請求を拒絶したのであるから、法律上正当な理由があると反論した。

【判旨】請求棄却・確定

「1 証拠(略)によれば、Yは、平成22年2月15日、山形県B警察署長から、本件口座につき、「懸賞金詐欺」に係る犯罪利用預金口座等の疑いがあるとして口座凍結の依頼を受けたため、本件取引停止措置をとったことが認められる。

そして、法3条1項は、「金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。」と規定しているところ、Yにおいて、警察署長から上記のような依頼を受けたことは、本件口座について「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認める」べき事情であるから、Yがとった本件取引停止措置は、上記規定に基づく正当なものといえることができる。

また、Yが警察署長から上記依頼を受けたことは、普通預金規定における「預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合」にも該当するものと解されるから、本件取引停止措置は、普通預金規定に基づくものとしても正当といえることができる(なお、Xは、本件口座が既に強制解約されていることから、普通預金規定の適用を受けるか疑問であると主張するが、普通預金規定が預金取引の停止を認めた趣旨に照らし、同規定が契約終了により直ちに効力を失うものと解することはできない。)

2(1) これに対し、Xは、法4条の規定から、法3条1項に基づくYの法的義務は本件訴訟の提起により消滅していると主張するが、法4条は、預金等に係る債権の消滅手続における公告の求めについて規定したものにすぎず、金融機関のとった取引停止措置について何ら規定するものではないから、上記主張は失当である。

また、Xは、法5条及び6条についても主張するが、これらの規定も、上記と同様、金融機関による取引停止措置について何ら規定するものではないから、この点の主張も採用することができない。」

「さらに、Xは、Xが「懸賞金詐欺」を行っていないことを主張するが、預金口座等に係る取引

の停止等の措置をとるべきであるか（あるいは、とることができるか）は、前記のとおり、当該預金口座等が「犯罪利用預金口座等である疑いがある」か否か（法3条1項）、あるいは、「法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる」か否か（普通預金規定）によって決せられるのであり、Xが現実「懸賞金詐欺」を行っているか否かによって左右されるものではない。」

【研究】

I 本件の争点

振込利用犯罪に使われている疑いがある預金口座に関して、金融機関が当該口座の取引停止措置を採るためには従来は「普通預金規定」が根拠とされた。しかし、普通預金規定による取引停止措置では、被害者が当該口座残高から返済を受けるためには多くの困難があった。

そこで振込利用犯罪による被害者の被害回復を目的として2008年に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（以下では振り込め詐欺救済法）が制定された。

しかし、この振り込め詐欺救済法については実効性があるか疑わしい法律である、あるいは金融機関に重い負担を課す内容であるというかなり厳しい批判を受けていた⁽¹⁾。

本件は、犯罪利用預金口座の疑いがあるとして取引停止とされた預金口座の名義人が、金融機関に対して取引停止措置を受けた預金の払戻請求をしてきた場合に、金融機関が講じた振り込め詐欺救済法による取引停止措置の有効性が争点となっている。

そして、本裁判例は法制定後に公刊された初めての裁判例と思われ⁽²⁾、裁判所による判断が示されたという点に意義がある。

II 振り込め詐欺救済法の制定経緯

近年、振り込め詐欺、架空請求等の預金口座振込みを利用した詐欺事件が多発している。これに伴い振込利用犯罪の被害防止のための法規制も強化されている。たとえば、不正使用を目的とする口座開設を防止するために「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」を改正し（2004年12月、なお、2008年「犯罪による収益の移転防止に関する法律」制定により廃止）、口座開設時の本人確認、預金通帳等の不正売買に対する罰則を規定し、また金融機関窓口からの10万円を超える現金振込みについて新たに本人確認の対象とした「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令」の改正（2007年1月、2008年廃止）がなされた。さらに金融機関は、ATMの利用限度額の引き下げ、窓口やATMでの振り込み時における注意喚起を日常的に実施している⁽³⁾。

しかし、上記のような対策を講じたにもかかわらず、振込利用犯罪に使用される預金口座に巨額の資金が振り込まれ、当該預金口座が凍結されても被害者に返金されないままになっている資金も多い。たとえば平成23年度における口座不正利用を理由とする預金口座の利用停止は38、

311件、不正利用に基づく口座強制解約等が31、213件、であり、平成24年6月末現在で利用停止または強制解約後に別段預金等に移して管理している口座は158,994件、その資金総額が68億9200万円である。また上記別段預金等に移して管理している資金のうちで振り込め詐欺救済法の対象とされるのは、口座数で46,904件、資金総額で21億1300万円となっている⁽⁴⁾。振込利用犯罪の被害者の救済が進まない理由としては、預金債権は原因関係の有無にかかわらず口座名義人に属するとした最高裁第二小法廷平成8年4月26日判決（後述）により、金融機関は振込利用犯罪の被害者に返金した後に口座名義人から払い戻し請求があった場合に二重払いの危険があるため返金を躊躇したり、また口座名義人の存在および所在が不明で被害者が訴訟を提起することが困難であること等が挙げられる。

そこで、振込利用犯罪の被害者を救済するために法律を制定することが意図され、2006年9月、当時の与党が「振り込め詐欺撲滅ワーキングチーム」を設置し2007年6月与党案を、また当時野党の民主党も2007年11月に法案を作成し衆議院に提出した。国会において両案について議論がなされた結果、与党案をベースとして一定の修正を加えた法律案が作成され、振り込め詐欺救済法は2007年12月11日衆議院本会議で可決、同年12月14日参議院本会議で可決・成立した。施行は2008年10月1日、ただし一部規定は2008年6月21日に施行された⁽⁵⁾。

Ⅲ 振り込め詐欺救済法の概要

①対象となる振込利用犯罪行為は、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であり、財産を得る方法としてその被害者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう（2条3項）。条文に規定はないが振り込め詐欺、架空請求、ネットオークション詐欺、出資金詐欺、還付金詐欺、横領、ヤミ金融、パチンコや競馬必勝法等が該当するとされ、麻薬、覚醒剤等の代金振込みのような事例には適用がない⁽⁶⁾。

②金融機関は捜査機関等から預金口座の不正利用に関する情報提供を受けたことその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座である疑いがあると認めるときは、当該預金口座について取引停止等の措置を適切に講ずる（3条1項）。

③金融機関は、犯罪利用預金口座であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、速やかに当該預金口座の取引停止措置を講じるとともに、預金保険機構に対して当該預金口座に係る預金等の債権について消滅手続を開始する旨の公告を求めなければならない（4条1項）。ただし、当該預金口座について預金の払戻を求める訴えが提起された場合、あるいは強制執行、仮差押え、仮処分の手続が行われた場合は、金融機関は預金債権消滅手続開始の公告を求めなくてもよい（4条2項1号）。

④預金保険機構は、金融機関から預金債権消滅手続開始の公告をする旨の求めがあったときは、遅滞なく、預金債権消滅手続が開始された旨（5条1項1号）、対象預金口座に関する情報（5条1項2、3、4号）、対象預金口座の名義人等が金融機関に対して権利行使の届出、払戻の訴えの提起、強制執行等を行う期間（公告があった日の翌日から起算して60日以上）、当該期間内に

権利の届出等がないときは、対象預金債権が消滅する（5条1項5号、8号）等の事項を公告しなければならない。

⑤金融機関は、公告された期間内に当該預金債権についての金融機関への権利行使の届出等があったときは、また公告された期間内に対象預金口座が犯罪利用預金口座でないことが明らかになったときは、その旨を預金保険機構に通知しなければならない（6条1項、2項）。預金保険機構は、6条1項若しくは2項の通知を受けたとき、預金債権消滅手続が終了した旨を公告しなければならない（6条3項）。

⑥公告された期間内に権利行使の届出等がなく、かつ、法6条2項の通知がないときは、当該対象預金債権は消滅する。預金保険機構は、その旨を公告しなければならない（7条）。

⑦金融機関は、第7条により消滅した預金債権の額に相当する額の金銭を原資として、当該預金口座に係る振込利用犯罪行為の被害者に対して、被害回復分配金を支払わなくてはならない（8条1項）。ただし、消滅した預金債権の額が1000円未満の場合は適用がない（8条3項）。

⑧振込利用犯罪の被害者であっても損害の全部についててん補または賠償された場合（9条1号）、また当該犯罪行為の実行者、共犯者、当該犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、当該犯罪行為で財産を失ったことについて自己に不法な原因がある者その他被害回復分配金の支払を受けることが社会通念上適切でない者は、被害回復分配金の支払を受けることができない（9条）。

なお被害回復分配金の支払に関する手続等については10条以下に定めがある。

IV 犯罪利用預金口座に入金された預金の帰属について

ある預金口座に振り込まれた預金の帰属に関して、誤振込に関する事例であるが最高裁判所の判例がある。

最高裁判所第二小法廷平成8年4月26日判決民集50巻5号1267頁、裁判所時報1170号1頁、金融商事判例995号3頁、金融・法務事情1455号6頁、判例時報1567号89頁、判例タイムズ910号80頁

【事実】

X株式会社は、訴外A（株式会社「東辰」）に対する賃料債務をB銀行C支店にAが有する当座預金口座に振り込んで支払っていた。また、Xは、訴外D（株式会社「透信」）からコピー用紙等を購入し、その代金をDがE銀行F支店に有する普通預金口座に振り込んで支払っていた。ただし、XはDとは昭和61年1月以来取引はなく債権債務の関係はなかった。

Xは銀行振込をコンピュータで処理しており、受取人名を片仮名で表示していたため、「東辰」と「透信」はいずれも片仮名で「カ）トウシン」と表示されていた。また、Xは送金手数料を節約するために受取人の口座銀行と同一の銀行で振り込むことにしていた。したがって、「カ）トウシン」と入力してもB銀行で振り込むと「東辰」が、E銀行で振り込めば「透信」が受取人と

表示された。

しかし、XがAに対して平成元年5月分の賃料、光熱費、清掃費、消費税の合計558万3030円を支払うため、同年4月8日、同額の金員の送金手続きを行ったが、Aに対する振込手続きをDに対する振込手続きと誤って、振込先についてE銀行G支店に振込依頼をしたため、E銀行F支店のDの普通預金口座に558万3030円が入金記帳された。

Dの債権者Yは公正証書に基づいてこの預金口座に対して差押えを行った。Yが差し押さえたDの普通預金債権572万2898円の内558万3030円はXが振り込んだ金員である。

Xは当該振込による558万3030円の預金債権に対するYの差押えについて、「目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利」を有するとして、第三者異議の訴えにより差押えの排除を求めた。

第1審（東京地方裁判所平成2年10月25日判決判例時報1388号80頁）、原審（東京高等裁判所平成3年11月28日判決判例時報1414号51頁）ともに、Xの請求を認めた。

【原審の判旨】控訴棄却

「二 原因関係不存在による預金債権の不成立について

振込金について銀行が受取人の預金口座に入金記帳することにより、受取人の預金債権が成立するのは、受取人と銀行との間で締結されている預金取引契約に基づくものである。

振込金による預金債権が有効に成立するために、受取人と振込依頼人との間において当該振込金を受け取る正当な原因関係が存在することを必要とするか否かも、右預金取引契約の定めるところによるべきであるが、振込が原因関係を決済するための支払手段であることに鑑みると、特段の定めがない限り、基本的にはこれを必要とすると解するのが相当である。

この点は、他銀行にある受取人口座への振込の場合であると、本件のように同一銀行他店舗にある受取人口座への振込の場合であることによって、異なるところはない。もっとも、現代における振込は、現金に代わる簡単な支払い方法として日常的に大量かつ迅速に行われているから、原因関係を欠くとされる場合を広く認めるときは、振込取引の機能を損なうおそれがある。

しかし、本件の振込は、前記のとおり明白、形式的な手違いによる誤振込であり、このような振込についてまで、誤って受取人とされたDのために預金債権が成立するとすることは、著しく公平の観念に反するものであり、通常預金取引契約の合理的解釈とはいえない。

したがって、他の特別の事情の認められない本件においては、DのE銀行に対する本件預金債権は成立していないというべきである。

三 本件差押えとYの第三者異議について

右のとおり、DはE銀行に対して本件預金債権を取得していない。Xの振込金がDの預金口座に入金記帳され、その金銭価値がDに帰属しているように取り扱われていても、実質的には、右金銭価値は、なおXに帰属しているものというべきである。

しかるに、Xに帰属している右金銭価値が、外観上存在する本件預金債権に対する差押えによ

り、あたかもDの責任財産を構成するものとして取り扱われる結果となっているのであるから、Xは、右金銭価値の実質的帰属者たる地位に基づき、これを保全するため、本件預金債権そのものが実体上自己に帰属している場合と同様に、右預金債権に対する差押えの排除を求めることができる」と解すべきである。」

【最高裁の判旨】破棄自判・請求棄却

「1 振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得すると解するのが相当である。けだし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するために、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。

2 振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないというべきである。」

この最高裁判例に対して、金融機関の関係者からは預金取引の負担軽減の面から肯定意見があるが⁽⁷⁾、研究者からはこの判例があるために誤振込人や振込利用犯罪被害者の救済が滞っているのであるから、速やかに判例を変更して振込みの原因関係によって預金の帰属を判断するべきであるという主張がなされている⁽⁸⁾。

そしてこの最高裁判例により振込利用犯罪による振込金についても口座名義人が預金債権者と考えられるため、金融機関が当該預金口座の取引停止措置を採り犯罪被害者へ返金しようと意図しても、口座名義人から債務不履行を主張されたり、払戻請求があった場合に損害賠償責任や二重払いの危険も生じるため、金融機関は返金することが困難となっている。そこで、振込利用犯罪被害者が振込金を取り戻すために、たとえば口座名義人の預金払戻請求権につき債権者代位権を行使し、下級審ではその請求を認めることで救済した事例もある（東京地方裁判所平成17年3月30日判決金融・商事判例1215号6頁、東京地方裁判所平成17年3月29日判決金融法務事情1760号40頁）。

また、最高裁判所第二小法廷平成15年3月12日決定刑集57巻3号322頁は、誤振込により成

立した預金債権であることを知りながら、受取人が預金の払戻を受けたことが詐欺罪に該当するという判断を示したため、平成8年判決と整合性がないとの批判がなされている⁽⁹⁾。

振り込め詐欺救済法もこの最高裁平成8年4月26日判決に基づき、当該預金口座に振り込まれた資金は受取人に帰属するというを前提としている。従来の救済方法として上記裁判例のように下級審裁判所は最高裁判例に基づきながらも、振込利用犯罪被害者救済のために理論構築を行ってきた。しかし、被害者からすると詐取された資金を取り戻すために訴訟を提起することは労力、費用、精神的負担がかかる上に勝訴判決を受けられる保証はない。したがって、振り込め詐欺救済法は振込利用犯罪被害者救済を容易にするために、預金保険機構を通して口座名義人の預金債権消滅手続を進め被害回復分配金という形で被害者に返還することを目的とするものである。

V 本件判旨についての検討

1. 本件預金口座取引停止措置の正当性

本件は、警察署長から当該預金口座が犯罪利用預金口座の疑いがあるとして取引停止措置を講ずるよう依頼されたため、Yが取引停止措置をとったものであり、判旨は振り込め詐欺救済法3条1項の規定により、また普通預金規定により正当なものと認めた。

振り込め詐欺救済法制定以前に、金融機関が犯罪利用預金口座の疑いがある口座の取引停止措置を採る場合は、普通預金規定が根拠となっていた⁽¹⁰⁾。

本件と同様に警察からの依頼に基づき預金口座の取引停止措置をとった金融機関に対して、口座名義人から損害賠償請求や預金返還請求権を行使された場合の金融機関の責任に関する裁判例として、次のものがある。

①東京地方裁判所平成19年2月14日判決金融法務事情1806号58頁

②東京高等裁判所平成19年7月19日判決判例集未掲載(ただし、金融法務事情1851号9頁、2008年に紹介記事がある。)、①の控訴審

【事実】

Xは人材派遣事業を営む株式会社の従業員であり、Y1は銀行、Y2はY1銀行A支店長である。Xは、大麻取締法違反により少年刑務所に服役した経験がある。

XはY1銀行A支店に普通預金口座を開設し取引していた。Y1銀行の普通預金規定には、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合には、Y1銀行は預金者に通知することにより、この預金取引を停止しまたはこの預金口座を解約することができる旨の規定があった。

Y1銀行A支店に対して警察署から電話によりXの開設した講座に関して、犯罪利用預金口座

の疑いがあるとして口座凍結検討依頼を受け、またほどなくしてファクシミリによって本件預金口座の凍結を依頼する文書が送信された。Y1 銀行A支店は取引停止措置等を定めた普通預金規定に該当するものとして、本件預金口座の預金取引停止措置を採った。

Xは当該口座から払戻ができなかったことから、Y1 銀行およびY2 に対して、主位的請求として、本件取引停止措置およびその継続は違法であるとして不法行為に基づく損害賠償請求を、予備的請求1として債務不履行に基づく損害賠償請求、予備的請求2として普通預金規定に基づく預金返還請求を行った。

【第1 審判旨】 請求棄却

Y1 銀行の責任に関する判断

「Y1 銀行A支店は、多摩中央警察署生活安全課から、文書によって本件凍結依頼を受け、また、これに先立ち、電話によって、事案の概要等について説明を受け、本件規定に該当するものと判断して本件取引停止措置を採ったものであって、その後、Xからの問い合わせに対し、警察からの依頼により凍結したことなどを伝えているのであるから、Y1 銀行A支店が、本件規定に該当するものと判断して本件取引停止措置を採ったことにつき、特に違法と評価される点は認められず、また、この停止措置が普通預金規定に反するものということもできない。」

控訴審②も第1 審の判断を踏襲して、Xの控訴を棄却した。

③東京地方裁判所平成20年11月12日判決判例時報2040号51頁

【事実】

Xは旅行業等を営む株式会社であり、Y1はXが運営する会員制クラブの会員であった。

XはY1に本件クラブの会費の未納分があることから、その支払いを求めY1宛の請求書を父親のY2に対して郵送した。この請求書には振込先としてX名義のY3銀行の普通預金口座が記載されていた。Y2は請求書についてY1に尋ねたが、Y1は身に覚えがないと返答した。Y2は本件請求が振り込め詐欺と考えて、Y4県警A警察署に相談した。その翌日Y1はXに対して未納分の会費を支払い、本件クラブからの脱会手続を取った。

A警察署刑事課では本件請求を振り込め詐欺と判断して、同警察署長が、Y3銀行に対して「預貯金口座取引停止（凍結）について（依頼）」という表題で、「貴店管理に係る下記預貯金口座は、振り込め詐欺に使用されている疑いがあるため今後の被害拡大を防止するため、当該預貯金口座の取引停止（凍結）を検討していただきたく依頼します」と記載した依頼書を送付し、Y3銀行は同日から4日間本件口座取引を凍結した。

Xは、本件請求書は正当な請求書であり、口座凍結により損害を被ったとして、Yらに対して損害賠償請求訴訟を提起した。

【判旨】 Y1～Y3 に対する請求棄却、Y4 に対する請求一部認容・確定

Y4 県の責任について

「Xから、Y1 については、会費の納入があり、脱会の手続がされた旨の説明があったのであるから、A警察署においては、Y3 銀行に本件口座の凍結依頼を行う前に、Y1 本人から事情を聴取する必要があったというべきであり、その結果により、Xからも再度事情を聴取し、更には本件請求書が正当なものであることを裏付ける資料を確認するなどして、双方の説明の真偽を検討する義務があったというべきである。

しかるに、A警察署においては、これらをしないまま、A警察署長において、Y3 銀行に本件依頼文書を送付したものであり、このような行為は違法であったというべきである。

Y4 県は、本件依頼文書は、本件口座の凍結を指示したのではなく、Y3 銀行は、A警察署長から提供された情報を斟酌して、Y3 銀行の定める預金規定に従って、主体的に本件口座の凍結をしたものであると主張するが、一で認定した事実によれば、Y3 銀行においては、A警察署長から送付された本件依頼文書に従って本件口座の凍結をしたものと認められ、Y3 銀行が主体的に本件口座の凍結をしたものとは認められない。

したがって、Y4 県は、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、上記違法行為によってXに生じた損害を賠償する責任がある。」

Y3 銀行の責任について

「しかしながら、捜査機関である警察から前記認定のような内容の本件依頼文書が送付された以上、Y3 銀行としては、同文書に記載された振り込め詐欺の疑いについて、更に調査する義務があったとはいえないし、Y3 銀行に、Xが主張するような問い合わせや調査検討を行う義務があったということもできない。」

以上の振り込め詐欺救済法制定前の裁判例においては、警察からの預金口座取引停止措置を講ずる旨の依頼に対して普通預金規定に基づき取引停止措置を採った金融機関は、取引停止措置を採る前に独自に調査をする義務はないとして責任を否定する。

振り込め詐欺救済法 3 条 1 項では、金融機関は捜査機関等から預金口座の不正利用に関する情報提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座の取引停止等の措置を適切に講ずるものとする。この規定の要件として、当該預金口座が現実に犯罪に利用されているという事実は必要ではなく、犯罪利用預金口座であるとの疑いがあれば足りるものとする。

このような規定の仕方について立法者は次のように解説している。すなわち金融機関が「被害者救済の実効性を確保するため、口座を迅速・積極的に凍結する必要がある一方、名義人に対し

て債務不履行責任を負うリスクを」回避する必要がある。そこで、立法段階で裁判所等の公的機関の関与についても検討したが、コストその他の公的負担を少なくするために、取引停止措置については金融機関が自主的に判断するものとした。そして本法の運用基準として業界団体によるガイドラインの作成を希望するとしている⁽¹¹⁾。これに応じて全国銀行協会は2008年に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続」を作成した⁽¹²⁾。このガイドラインでは、預金口座の取引停止措置を講ずる要因として、「① 捜査機関等から通報された場合。② 被害者から申出があり、振込が行われた事実が確認でき、ただちに取引の停止等の措置を講ずる必要がある場合。③ 第三者から情報提供があった場合において、以下のaからcのいずれかまたはすべての連絡・確認を行った場合。a 名義人に電話連絡し、名義人本人から口座を貸与・売却した、紛失した、口座開設の覚えがないとの連絡がとれた場合。b 名義人に複数回・異なる時間帯に電話連絡したが、連絡がとれなかった場合。c 一定期間内に通常の生活口座取引と異なる入・出金または過去の履歴と比較すると異常な入・出金が発生している場合。④本人確認書類の偽造・変造が発覚した場合。」を挙げている⁽¹³⁾。

本件判旨は、振り込め詐欺救済法3条1項の解釈として、Yが「警察署長から上記のような依頼を受けたことは、本件口座について「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認める」べき事情であるから、Yがとった本件取引停止措置は、上記規定に基づく正当なものといえることができる。」、そしてXが現実に「懸賞金詐欺」を行っているか否かは関係ないと述べる。金融機関が捜査機関等からの預金口座取引停止の依頼を受けた場合に、その他の事情についてとくに調査をしなくても取引停止措置は有効であることを示し、また上記全国銀行協会作成の「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続」の規定についても有効性を確認したことになる。金融機関にとって預金名義人に対する損害賠償の支払いを免れる基準が明確にされたという意義がある。

また、本規定について金融機関に対して取引停止措置を義務づけたものであるか否かという議論がある。規定の文言は「・・・犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする」というものであり、義務づけの意味も含んでいるとの主張がある⁽¹⁴⁾。また、捜査機関等からの取引停止措置の依頼があった場合に、取引停止を義務づける意味がなければ金融機関は債務不履行責任等の追求を恐れて取引停止措置に踏み切れないこともあり得るため、本規定は金融機関に取引停止措置を採ることを義務づけた規定であると解釈されている⁽¹⁵⁾。

2. 口座名義人の訴訟提起による口座取引停止措置の効力

振り込め詐欺救済法4条は、捜査機関から当該預金口座の不正利用に関する情報提供があった場合その他の事情も勘案して犯罪利用預金口座と疑うに足る相当な理由があるときは、速やかに口座取引停止措置を採り預金債権消滅手続の開始に係る公告を求めなければならないとし(1項1号)、預金の払戻を求める訴えが提起されたときは1項の適用がないと規定する(2項1号)。

Xは本件訴訟提起によりYの口座取引停止措置を採る義務は消滅していると主張する。本判決は、4条は預金等に係る債権の消滅手続における公告の求めについての規定に過ぎず、金融機関が採った取引停止措置について規定するものではないので、取引停止措置は終了しないとす。

この判断については説が分かれている。

肯定説の理由は次のようなものである。①振り込め詐欺救済法3条と4条が別々の章に規定されている、②口座名義人の訴訟提起により口座取引停止措置が終了するとすれば、被害者の財産的被害の迅速な回復という法の目的が達成されないことになるとする⁽¹⁶⁾。

否定説の理由は次のようなものである。①振り込め詐欺救済法の目的規定である1条では、預金債権を消滅させて被害者の財産的被害を迅速に回復するという目的は規定されている。しかし、口座取引停止措置による被害者救済は目的規定にはない。したがって、口座取引停止措置は預金債権消滅手続の準備段階であり、口座名義人の訴訟提起によって債権消滅手続が開始されないとすれば、その準備段階である口座取引停止措置も効力を失うという解釈は十分に成り立つ、②預金債権消滅手続は裁判外での被害者救済手続であり、預金払戻請求訴訟を提起することは裁判上の解決を目指すものであることから、預金債権消滅手続の準備段階である口座取引停止措置も終了すべきであるとする⁽¹⁷⁾。

なお、否定説によれば訴訟提起によって振り込め詐欺救済法に基づく預金口座取引停止措置は終了するが、金融機関の普通預金規定に基づく取引停止措置は同時に終了するものではないので、被害者保護に欠けることはないとする⁽¹⁸⁾。

振り込め詐欺救済法の目的である振込利用犯罪の被害者を救済するためには、当該預金口座取引を停止することにより口座名義人が払戻を受けることで預金残高が減少することをできる限り阻止することが必要であると考えられる。実際、口座名義人が法人である場合には当該口座への入金額は高額となることが多く、また取引停止措置をとられた後に正当な業務による入金であると主張し取引停止措置解除を要求することが多いようである。そうすると口座名義人が金融機関に払戻請求訴訟を提起することで取引停止措置が自動的に終了するとすれば、口座名義人は即座に口座残高を引き出してしまい被害者救済のための原資が無くなる危険性がある。そうならないために本判決の判断は正当ではないかと思われる。

VI むすび

日本社会の高齢化、社会保障制度の弱体化や雇用の不安定等により、高齢者に対する振り込め詐欺、中高年層に対する高配当と称する資産運用話、ギャンブルの必勝法等情報提供を名目とする詐欺等預金口座への振込を利用した犯罪行為は今後も問題となっていくであろう。このような状況において被害者救済の手段として振り込め詐欺救済法の活用が期待される。

振り込め詐欺救済法の適用に関する公刊された裁判例は、本稿脱稿時点（2012年9月30日）において、本件含め2例にとどまっている。振込利用犯罪に利用される預金口座の名義人は取引停止措置を講じられた場合、金融機関に対して預金払戻請求訴訟を提起することはあまり無いか

もしれないので、この問題に関する裁判例の蓄積は遅々として進まないことも予想される。

しかし、振り込め詐欺救済法の解釈や運用に関して今後解明されるべき論点は多数あるものと思われ、実務家からもさまざまな問題点の指摘がなされている⁽¹⁹⁾。今後も裁判例の蓄積を待つだけでなく議論を進めていくことが期待されている。

(注)

(1) 菅原胞治「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」の問題点」銀行法務 21・684 号 8 頁、2008 年、渡辺隆生「振り込め詐欺被害者救済法の成立について」金融法務事情 1827 号 4 頁、2008 年。

(2) 振り込め詐欺救済法の適用に関する、公刊されたもう 1 件の裁判例は下記のようなものである。

銀行が弁護士から犯罪利用預金口座である疑いがあるとして取引停止措置を取った場合における名義人からの預金払戻請求の可否

東京地方裁判所平成 22 年 12 月 3 日判決、平成 22 年 (ワ) 第 12863 号、預金返還請求事件、金融法務事情 1921 号 112 頁

【事実】

X は、海外商品先物取引の受託等を業とする会社であり、Y は銀行である。

X は、Y 銀行に普通預金口座（本件口座）を開設し預金取引を継続していた。

Y 銀行の普通預金規定には、預金が法令や公序良俗に違反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合には、預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができる旨の条項が存在している。

A1 及び A2 の代理人である B 弁護士から、本件預金が海外先物取引詐欺に係る犯罪利用預金口座等の疑いがあるとして、口座情報の提供および取引の停止または口座の解約の依頼を受けた Y は、本件口座について取引停止措置（以下「本件措置」という）を採った。その時点（平成 22 年 3 月 4 日）での本件口座の残高は 399 万 0281 円であった。

本件口座に関しては、B 弁護士による口座取引停止依頼等の前に次のような問題があった。

訴外 C は X が C に対して海外商品先物取引の仕組みやリスクについて十分な説明を行わず、断定的判断を提供して金の海外商品先物取引に勧誘した結果、C に対して約 1558 万円の損害を与えたという不法行為に基づく損害賠償請求権を請求債権として、X の本件口座に係る預金債権の仮差押えを東京地方裁判所に申し立てた。同裁判所は平成 21 年 8 月 27 日、上記申立てを認容する仮差押決定を行い、そのころ同決定正本が Y に送付された。

その後 C は X に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、X は応訴しなかったため

東京地方裁判所は平成 21 年 11 月 10 日、X に対して 1885 万円余りの支払を命じる判決を言い渡し確定した。

C はこの確定判決に基づき、仮差押えに係る預金債権のうち 261 万 4295 円の差押えを申し立て、東京地方裁判所は平成 21 年 12 月 8 日申立を認容する債権差押命令を発令した。

本件は、X が Y に対し本件預金 399 万 0281 円の返還およびこれに対する訴状送達の日翌日からの遅延損害金を請求された事案である。X は、本件措置が適法にされたことを前提としつつ、本件口座が犯罪利用預金口座でないから払戻しが認められるべきである等と主張した。これに対し Y は振り込め詐欺救済法 3 条 1 項の規定を根拠に、X の請求を争い払戻しの拒絶には正当な理由があり、本件取引停止措置が解除されていない以上払戻しを求めることはできないと主張した。

【判旨】 請求棄却・確定

X は Y による預金口座取引停止措置が適法になされたことについては争わなかった。

「X は、本件措置が適法になされたことを前提としつつ、本件訴訟において本件口座が客観的に犯罪利用預金口座等でないことを立証すれば、本件預金の払戻しが認められるべきである旨を主張する。

しかし、X の上記主張自体は是認し得るものであるとしても、犯罪利用預金口座等とは、法 2 条 3 項に規定する「振込利用犯罪行為」において振込先となった預金口座等又は専らその資金を移転する目的で利用された預金口座等を指し（同条 4 項）、上記振込利用犯罪行為とは、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものを指し、当該行為が業としてなされたことを要しない以上、本件口座が犯罪利用預金口座等でないことを立証するには、本件口座が X の（振込利用犯罪行為に当たらない）業務に用いられていることの立証では足りず、本件口座が犯罪利用預金口座等に当たるとする者との間で、判決等によって本件口座が犯罪利用預金口座等に当たらないことが明らかにされ、あるいはこれらの者が長期間にわたり X に対し損害賠償等を求めず、事実上その権利行使が放棄されているといった事実が立証される必要があるというべきであり、本件においては、少なくとも前提事実（6）の A1 及び A2 の関係でかかる立証はなされていない。

したがって、本件口座が犯罪利用預金口座等に当たらないことの立証はなされていない以上、X は本件預金の払戻しを求めることはできないというべきである。」

（3）田尾幸一朗「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」ジュリスト 1352 号 93 頁、2008 年。

（4）「「口座不正利用」に関するアンケート結果 ○口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の件数の推移について」全国銀行協会ニュース 2012 年 9 月 28 日版 (http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news240928_5.pdf)。

（5）田尾・前掲注（3）94 頁。なお、振り込め詐欺救済法の制定過程について、柴山昌彦「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（振り込め詐欺等

被害金返還特別措置法案、いずれも仮称)の概要」金融法務事情 1801号8頁、2007年参照。

(6) 廣渡鉄・福田隆行「振り込め詐欺救済法の実務上の問題点」金融法務事情 1921号92頁、2011年。

(7) 石井眞司「振込依頼人の受取人口座誤記による振込と右受取人の預金債権の成否—最二小判平8・4・26の影響」金融法務事情 1461頁4頁、1996年。

(8) 織田恭一「誤振込預金の帰属に関する法理論の統一について—預金債権(契約)の成否と預金の帰属問題とを分断して構成することの必要性—」銀行法務 21・729号23頁、2011年、菅原脩治「振込理論はなぜ混迷に陥ったか②—決済システムの本質論からみた誤振込、振り込め詐欺等をめぐる議論の問題点—」銀行法務 21・671号28—31頁、2007年。

(9) 松宮孝明「判批」法学セミナー583号117頁、2003年。

(10) 2000年に普通預金規定ひな型が改正され、預金が法令や公序良俗違反行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合に口座の取引を停止する旨の規定が新設された。

(11) 柴山・前掲注(5)9頁、田尾・前掲注(3)100頁。

(12) 内容については、干場力「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続について」銀行法務 21・691号20頁、2008年参照。

(13) 干場・前掲注(12)21頁。

(14) 田島信威『最新法令用語の基礎知識[三訂版]』ぎょうせい、97頁以下、2005年。

(15) 廣渡・福田・前掲注(6)98頁、水口大弥「犯罪利用口座の取引停止措置と支払拒絶に関する裁判例」金融法務事情 1921号108—109頁、2011年。

(16) 水口・前掲注(15)107頁。

(17) 川地宏行「取引停止措置がとられた犯罪利用預金口座における払戻請求の可否(東京地判平22・7・23)」現代消費者法 11号101頁、2011年。

(18) 川地・前掲注(17)101—102頁。

(19) 廣渡・福田・前掲注(6)92頁以下、山田茂樹「振り込め詐欺救済法の活用」現代消費者法 9号68—69頁、2010年、本村健・大櫛健一「不正利用発覚後の対応措置の留意点—東京地判平22・7・23をモデルとして—」金融法務事情 1937号56頁、2012年。

(2012年9月30日稿)